

基準額検証用計算ツール 項目説明書 (第5.5版)

平成30年

【目 次】

No	項目	頁
1	CSV取込み用コード表	3
2	CSV取込み用レイアウト表	4
3	一括計算後のレイアウトについて	5
4	各項目説明	6 - 10
5	計算シート使用の流れ	11 - 12
6	計算シート使用手順① （年齢、級地等を指定し1 ケース単位で計算結果を表示する方法）	13 - 18
7	計算シート使用手順② （CSVデータ取込みをおこない一括にて計算する方法）	19 - 21
8	更新履歴	22

【CSV取込み用コード表】

級地	
コード	区分
11	1級地-1
12	1級地-2
21	2級地-1
22	2級地-2
31	3級地-1
32	3級地-2

冬季加算地区	
コード	区分
1	I 区
2	II 区
3	III 区
4	IV 区
5	V 区
6	VI 区

加算	
コード	区分
1	障害者加算（ア）
2	障害者加算（イ）
3	重度障害者加算
4	妊婦加算（6か月未満）
5	妊婦加算（6か月以上）
6	産婦加算
7	放射線障害者加算（ア）
8	放射線障害者加算（イ）
9	在宅患者加算（ア）
10	在宅患者加算（イ）
11	介護施設入所者加算

区分						
コード	区分	激変緩和措置	第1類の扱い	第2類の扱い	加算の扱い	冬季加算の扱い
1	居宅	対象	居宅基準生活費	居宅基準／同居	居宅基準	居宅基準
2	居住地の異なる単身者	対象	居宅基準生活費	居宅基準／別居	居宅基準	居宅基準
3	居住地の異なる同居者	対象	居宅基準生活費	居宅基準／別居同居	居宅基準	居宅基準
4	義務教育宿舍	対象	居宅基準生活費25%		居宅基準	
5	付き添い（食付）	対象	居宅基準生活費25%	居宅基準／別居	居宅基準	居宅基準
6	人工栄養費	対象	人工栄養費＋居宅基準生活費25%	居宅基準／同居	居宅基準	居宅基準
7	入院（食なし）	対象	入院患者日用品費＋居宅基準生活費75%	居宅基準20％／別居	入院入所基準	入院患者基準
8	入院患者の外泊	対象	入院患者日用品費＋居宅基準生活費75%	居宅基準20％／別居	入院入所基準	入院患者基準
9	職業訓練校宿泊施設		入院患者日用品費		居宅基準	救護施設等基準
10	盲ろう養護宿泊施設		入院患者日用品費		居宅基準	救護施設等基準
11	肢体不自由児施設等		入院患者日用品費		入院入所基準	入院患者基準
12	入院（食あり）		入院患者日用品費		入院入所基準	入院患者基準
13	保護施設からの入院		入院患者日用品費		入院入所基準	入院患者基準
14	身障者更生援護施設		入院患者日用品費		入院入所基準	入院患者基準
15	救護施設		救護施設等基準生活費		入院入所基準	救護施設等基準
16	更生施設		救護施設等基準生活費		入院入所基準	救護施設等基準
17	老人ホーム等				入院入所基準	
18	基準額非計上				居宅基準	
19	授産施設	対象	居宅基準生活費	居宅基準／同居	居宅基準	居宅基準
20	介護老人福祉施設		介護施設入所者基本生活費		入院入所基準	介護施設入所者基準
21	介護老人保健施設		介護施設入所者基本生活費		入院入所基準	介護施設入所者基準
22	介護療養型医療施設		介護施設入所者基本生活費		入院入所基準	介護施設入所者基準
23	短期入所生活介護		介護施設入所者基本生活費		入院入所基準	介護施設入所者基準
24	短期入所療養介護		介護施設入所者基本生活費		入院入所基準	介護施設入所者基準
25	軽費老人ホーム	対象	居宅基準生活費	居宅基準／同居	入院入所基準	居宅基準
26	職能宿泊施設特例	対象	入院患者日用品費＋居宅基準生活費75%	居宅基準20％／別居	居宅基準	救護施設等基準
27	精神障害者社会復帰施設（食あり）		入院患者日用品費		入院入所基準	救護施設等基準
28	精神障害者社会復帰施設（食なし）	対象	入院患者日用品費＋居宅基準生活費75%	居宅基準20％／別居	入院入所基準	救護施設等基準
29	老人保健施設経過措置		入院患者日用品費		入院入所基準	入院患者基準

[illegible]

- ・CSVデータサンプル

- 4/22 -

【一括計算後のレイアウトについて】

※CSV取込み後に一括計算を実行した場合は、計算シート上の” 一覧” に結果が表示されます。
・サンプル

ケース番号	居宅	経過的加算	入院施設等	食費	加算額計	経過的加算		調整額	生活扶助合計	冬季加算	冬季加算	生活扶助合計	期末一時	期末一時	生活扶助合計
	1 類 + 2 類					母子加算	児童養育			(居宅)	(別居)		(居宅)	(別居)	
11001	82,920	0	0	0	0	0	0	0	82,920	23,960	0	106,880	13,500	0	120,380
11002	0	0	22,780	0	8,990	0	910	0	31,770	0	3,540	35,310	0	13,500	48,810
11003	81,470	5,220	0	0	0	0	0	0	81,470	23,960	0	105,430	13,500	0	118,930
11004	0	0	63,220	0	3,200	1,050	0	0	66,420	0	10,470	76,890	0	4,830	81,720
11005	0	0	22,780	0	1,810	1,090	910	0	24,590	0	3,540	28,130	0	13,500	41,630
11006	0	0	9,730	0	9,730	0	0	0	19,460	0	3,540	23,000	0	13,500	36,500

【各項目説明】

↓ドロップダウンリスト

ケース番号:

選択

計算

計算根拠

クリア

CSV取込み

一括計算

施行1年目（平成30年10月～平成31年9月）
施行2年目（平成31年10月～平成32年9月）
施行3年目以降（平成32年10～）

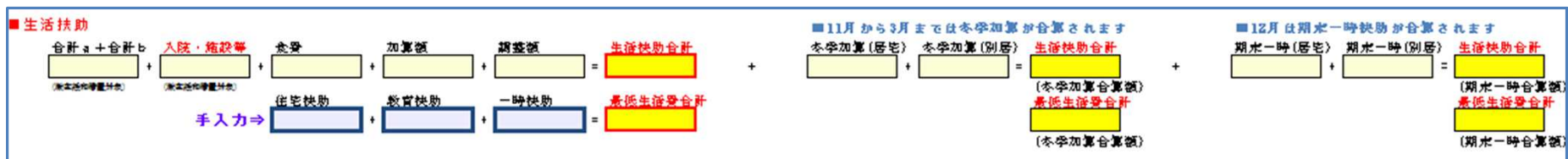
No	項目名	区分	項目内容	備考
1	ケース番号	入力	取込みしたCSVデータについての計算過程を確認する場合に入力します。	
2	選択	ボタン	ケース番号を入力後に押下し表示ケースを確定します。	
3	計算	ボタン	各項目入力後もしくは取込みしたCSVデータのケース番号入力後、押下すると各数値が表示されます。	
4	計算根拠	ボタン	激変緩和措置の根拠（詳細）を確認したい場合に押下します。	
5	クリア	ボタン	結果が表示された画面をクリアします。	
6	CSV取込み	ボタン	指定されたレイアウトにあわせたCSVデータを取込む場合に使用します。	
7	一括計算	ボタン	CSV取込み後に押下すると取込みしたCSVデータについて一括計算をおこないます。	
8	施行年選択	ドロップダウン	生活扶助基準額を算出する施行年を選択します。選択した施行年で計算方法が変わります。	

世帯構成																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

No	項目名	区分	項目内容	備考
1	算出グループ	表示	シート下部の■激変緩和措置の処理欄の算出グループが反映されます。（計算根拠のグループ）	
2	年齢	入力	該当年齢を入力します。	手入力
3	級地	入力	級地を選択します。	手入力（コード表参照）
4	冬季加算区	入力	冬季加算地区を選択します。	手入力（コード表参照）
5	区分	入力	区分を選択します。	手入力（コード表参照）
6	日用品・日常費率	入力	入院患者日用品費及び介護施設入所者基本生活費に該当する場合は率を入力します。	手入力
7	基準額①第1類基準	表示	入力された年齢、級地、冬季加算区、区分により基準額①の第1類が表示されます。（居宅基準のみ）	
8	基準額①第1類率	表示	基準額①の第1類の計上率が表示されます。（居宅基準のみ）	例：義務教育宿舎の場合25%等
9	基準額①第1類	表示	基準額①の第1類基準と基準額①の第1類率を掛けた基準額が表示されます。（居宅基準のみ）	純粋な基準額①の第1類となります。
10	基準額②第1類基準	表示	入力された年齢、級地、冬季加算区、区分により基準額②の第1類が表示されます。（居宅基準のみ）	
11	基準額②第1類率	表示	基準額②の第1類の計上率が表示されます。（居宅基準のみ）	例：義務教育宿舎の場合25%等
12	基準額②第1類	表示	基準額②の第1類基準と基準額②の第1類率を掛けた基準額が表示されます。（居宅基準のみ）	純粋な基準額②の第1類となります。
13	基準額③第1類基準	表示	入力された年齢、級地、冬季加算区、区分により基準額③の第1類が表示されます。（居宅基準のみ）	
14	基準額③第1類率	表示	基準額③の第1類の計上率が表示されます。（居宅基準のみ）	例：義務教育宿舎の場合25%等
15	基準額③第1類	表示	基準額③の第1類基準と基準額③の第1類率を掛けた基準額が表示されます。（居宅基準のみ）	純粋な基準額③の第1類となります。
16	加算①	入力	認定されている加算を選択します。 ※母子加算、児童養育加算、介護保険料加算、家族介護加算、他人介護加算以外	手入力（コード表参照）
17	加算②			
18	加算③			
19	加算④			
20	母子加算（対象人数）	入力	母子加算の対象者人数を入力します。	手入力
21	母子加算（加算対象）	入力	母子加算加算の対象者（※1）に該当する世帯員に○を入力します。	手入力
22	母子加算（入院入所）	入力	No21に該当する施設入院・入所中（医療型障害児入所施設に限る）の世帯員に○を入力します。	手入力
23	児童養育加算（対象人数）	入力	児童養育加算の対象者人数を入力します。	手入力
24	児童養育加算（内3歳未満）	入力	児童養育加算の対象者、かつ、3歳未満の対象者人数を入力します。	手入力

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者

No	項目名	区分	項目内容	備考
25	児童養育加算（内小学校修了前）	入力	児童養育加算の対象、かつ、第3子以降の3歳以上で小学校修了前の対象人数を入力します。	手入力
26	介護保険料加算	入力	介護保険料加算額を入力します。	手入力
27	児童養育加算	表示	児童養育加算額が表示されます。	
28	経過的加算（児童）	表示	児童に係る経過的加算が表示されます。	
29	母子加算	表示	母子加算額が表示されます。	
30	経過的加算（母子）	表示	母子世帯に係る経過的加算が表示されます。	
31	家族介護加算	入力	家族介護加算額を入力します。	手入力
32	他人介護加算	入力	他人介護加算額を入力します。	手入力
33	調整額	入力	必要に応じて調整額を入力します。（激変緩和措置計算後に調整されます）	手入力
34	食費	入力	必要に応じて入院患者等について食費（実費）を入力します。	手入力



No	項目名	区分	項目内容	備考
1	合計a+合計b	表示	シート下部の■激変緩和措置の処理にて計算された合計aと合計bの合計が表示されます。	
2	入院・施設等	表示	激変緩和措置計算の対象外（入院、入所等）の基準額が表示されます。	
3	食費	表示	入力された入院患者等についての食費（実費）が表示されます。	
4	加算額	表示	入力された加算の合計額が表示されます。	
5	調整額	表示	入力された調整額が表示されます。	
6	生活扶助合計	表示	激変緩和措置計算後のこの世帯の生活扶助合計（最低生活費）が表示されます。	平成25年8月以降の生活扶助額となります。
7	住宅扶助	入力	必要に応じて住宅扶助費を入力します。	手入力
8	教育扶助	入力	必要に応じて教育扶助費を入力します。	手入力
9	一時扶助	入力	必要に応じて一時扶助費を入力します。	手入力
10	最低生活費合計	表示	激変緩和措置計算後の生活扶助額と手入力された、住宅扶助、教育扶助、一時扶助の合計（最低生活費）が表示されます。	
11	冬季加算（居宅）	表示	入力された級地、冬季加算区、区分により冬季加算額が表示されます。	
12	冬季加算（別居）	表示	入力された級地、冬季加算区、区分により冬季加算額が表示されます。	
13	生活扶助合計	表示	激変緩和措置計算後の生活扶助合計と冬季加算額の合計が表示されます。	11月から3月までの生活扶助額となります。
14	最低生活費合計	表示	激変緩和措置計算後の生活扶助合計と冬季加算額の合計、手入力された、住宅扶助、教育扶助、一時扶助の合計（最低生活費）が表示されます。	
15	期末一時（居宅）	表示	入力された級地、区分、人数により期末一時扶助額が表示されます。	
16	期末一時（別居）	表示	入力された級地、区分、人数により期末一時扶助額が表示されます。	
17	生活扶助合計	表示	激変緩和措置計算後の生活扶助合計、冬季加算額、期末一時扶助額の合計が表示されます。	12月の生活扶助額となります。
18	最低生活費合計	表示	激変緩和措置計算後の生活扶助合計と冬季加算額の合計、手入力された、住宅扶助、教育扶助、一時扶助の合計（最低生活費）、期末一時扶助の合計が表示されます。	

■減価償却措置の処理

（※半加算台帳用）

■減価率和償還の処理																					
繰上 グループ	基準額① ※ 1					基準額② ※ 2					基準額③ ※ 3					基準額①×0.855>基準額②→基準額①×0.855					
	第1類	減減率%	第2類基準	第2類率%	基準額①	第1類	減減率%	第2類基準	第2類率%	基準額②	第1類	減減率%	第2類基準	第2類率%	基準額③	基準額①	基準額① × 0.855	基準額②	経過の 加算	合計 a ※ 4	
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
																			合計 a		

- ※ 1 基準額①（平成24年度基準額）＝第1類×減価率①（平成24年度減価率）×第1類割合＋第2類×第2類割合
 ※ 2 基準額②（平成29年度基準額）＝第1類×減価率②（平成29年度減価率）×第1類割合＋第2類×第2類割合
 ※ 3 基準額③（平成30年度基準額）＝第1類×減価率③（平成30年度減価率）×第1類割合＋第2類×第2類割合
 ※ 4 合計 a＝基準額①×0.855
 ※ 5 合計 b＝基準額②
 ※ 6 合計 a＝基準額①×0.9
 ※ 7 合計 b＝基準額③

基準額①×0.855≤基準額②→基準額②					基準額①×0.9>基準額②→基準額①×0.9				基準額①×0.9≤基準額②→基準額②			
基準額①	基準額① ×0.855	基準額②	経過の 加算	合計 b ※ 5	基準額①	基準額① ×0.9	基準額②	合計 a ※ 6	基準額①	基準額① ×0.9	基準額②	合計 b ※ 7
				合計 b								

No	項目名	区分	項目内容	備考
激変緩和措置の処理は算出グループ毎でおこないます				
1	基準額①第1類	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額①の第1類の合計が表示されます。	居宅基準のみ
2	基準額①逓減率	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額①の逓減率が表示されます。	居宅基準のみ
3	基準額①第2類	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額①の第2類が表示されます。	居宅基準のみ
4	基準額①第2類率	表示	基準額①の第2類費の計上率が表示されます。（例：入院患者の外泊の場合20%等）	居宅基準のみ
5	基準額①	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額①が表示されます。 ■計算方法■基準額①＝第1類×逓減率＋第2類＋第2類率（No1×2＋3×4）	第1類と第2類の合計基準額①です。
平成30年9月以前における生活扶助基準額				
6	基準額②第1類	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額②の第1類の合計が表示されます。	居宅基準のみ
7	基準額②逓減率	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額②の逓減率が表示されます。	居宅基準のみ
8	基準額②第2類	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額②の第2類が表示されます。	居宅基準のみ
9	基準額②第2類率	表示	基準額②の第2類費の計上率が表示されます。（例：入院患者の外泊の場合20%等）	居宅基準のみ
10	基準額②	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額②が表示されます。 ■計算方法■基準額②＝第1類×逓減率＋第2類＋第2類率（No21×22＋23×24）	第1類と第2類の合計基準額②です。
平成30年10月以降における生活扶助基準額				
11	基準額③第1類	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額③の第1類の合計が表示されます。	居宅基準のみ
12	基準額③逓減率	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額③の逓減率が表示されます。	居宅基準のみ
13	基準額③第2類	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額③の第2類が表示されます。	居宅基準のみ
14	基準額③第2類率	表示	基準額③の第2類費の計上率が表示されます。（例：入院患者の外泊の場合20%等）	居宅基準のみ
15	基準額③	表示	級地別や居宅・出稼ぎ別等の世帯構成等毎の基準額③が表示されます。 ■計算方法■基準額③＝第1類×逓減率＋第2類＋第2類率（No6×7＋8×9）	第1類と第2類の合計基準額③です。
基準額①×0.855>基準額③の場合 計算式「基準額①×0.855」				
16	基準額①	表示	基準額①（No5）の金額が表示されます。	
17	基準額①×0.855	表示	基準額①（No5）の85.5%の金額が表示されます。	「基準額①×0.855>基準額③」の比較用
18	基準額③	表示	基準額③（No10）の金額が表示されます。	「基準額①×0.855>基準額③」の比較用
19	経過的加算	表示	生活扶助本体に係る経過的加算の金額が表示されます。	
20	合計a	表示	激変緩和措置後の基準額（第1類と第2類の合計）が表示されます。	
基準額①×0.855≤基準額③の場合 「基準額③」				
21	基準額①	表示	基準額①（No5）の金額が表示されます。	
22	基準額①×0.855	表示	基準額①（No5）の85.5%の金額が表示されます。	「基準額①×0.855≤基準額③」の比較用
23	基準額③	表示	基準額③（No10）の金額が表示されます。	「基準額①×0.855≤基準額③」の比較用
24	経過的加算	表示	生活扶助本体に係る経過的加算の金額が表示されます。	
25	合計b	表示	激変緩和措置後の基準額（第1類と第2類の合計）が表示されます。	
基準額①×0.9>基準額②の場合 計算式「基準額①×0.9」				
26	基準額①	表示	基準額①（No5）の金額が表示されます。	
27	基準額①×0.9	表示	基準額①の90%（No5）金額が表示されます。	「基準額①×0.9>基準額②」の比較用
28	基準額②	表示	基準額②（No10）の金額が表示されます。	「基準額①×0.9>基準額②」の比較用
30	合計a	表示	激変緩和措置後の基準額（第1類と第2類の合計）が表示されます。	
基準額①×0.9≤基準額②の場合 「基準額②」				
31	基準額①	表示	基準額①（No5）の金額が表示されます。	
32	基準額①×0.9	表示	基準額①の90%（No5）金額が表示されます。	「基準額①×0.9≤基準額②」の比較用
33	基準額②	表示	基準額②（No10）の金額が表示されます。	「基準額①×0.9≤基準額②」の比較用
35	合計b	表示	激変緩和措置後の基準額（第1類と第2類の合計）が表示されます。	

■算出根拠				
算出グループ	基準額①	基準額②	基準額①×0.855（0.9）	計算式
1	185,115	151,453	158,272	基準額①×0.855>基準額③ ⇒ 基準額①×0.855+経過の加算
				158,272 > 151,453 ⇒ (185,114 × 0.855) + 2,610 = 160,882
	185,115	166,046	166,603	基準額①×0.9>基準額② ⇒ 基準額①×0.9
				166,603 > 166,046 ⇒ (185,114 × 0.9) = 166,603
				平成30年見直し前×2/3 ⇒ 166,603 × 2/3 = 111,068
				平成30年見直し後×1/3 ⇒ 160,882 × 1/3 = 53,627
				合計 ⇒ 111,068 + 53,627 = 164,700
2	138,380	138,050	118,314	基準額①×0.855≤基準額③ ⇒ 基準額③+経過の加算
				118,314 ≤ 138,050 ⇒ 138,050 + 0 = 138,050
	138,380	132,615	124,542	基準額①×0.9≤基準額② ⇒ 基準額②
				124,542 ≤ 132,615 ⇒ 132,615
				平成30年見直し前×2/3 ⇒ 132,615 × 2/3 = 88,410
				平成30年見直し後×1/3 ⇒ 138,050 × 1/3 = 46,016
				合計 ⇒ 88,410 + 46,016 = 134,430

No	項目名	区分	項目内容	備考
1	算出グループ	表示	激変緩和措置の処理番号（算出グループ）が表示されます。	
2	基準額①	表示	算出グループ毎の基準額①が表示されます。	
3	基準額②	表示	算出グループ毎の基準額②または③が表示されます。	
4	基準額①×0.855（0.9）	表示	基準額①の85.5%または90%の金額が表示されます。	「基準額①×0.9と基準額②」の比較用
5	計算式	表示	施行年数および金額比較により激変緩和措置の処理に使用した算出式が表示されます。	
6	過程	表示	計算式にあわせ、各金額が表示されます。	
7	平成30年見直し前後額	表示	平成30年の生活扶助基準見直しに伴う緩和措置の算出方法が表示されます。	施行年選択ドロップボックスが施行1年目または施行2年目の場合に出

【計算シート使用の流れ】

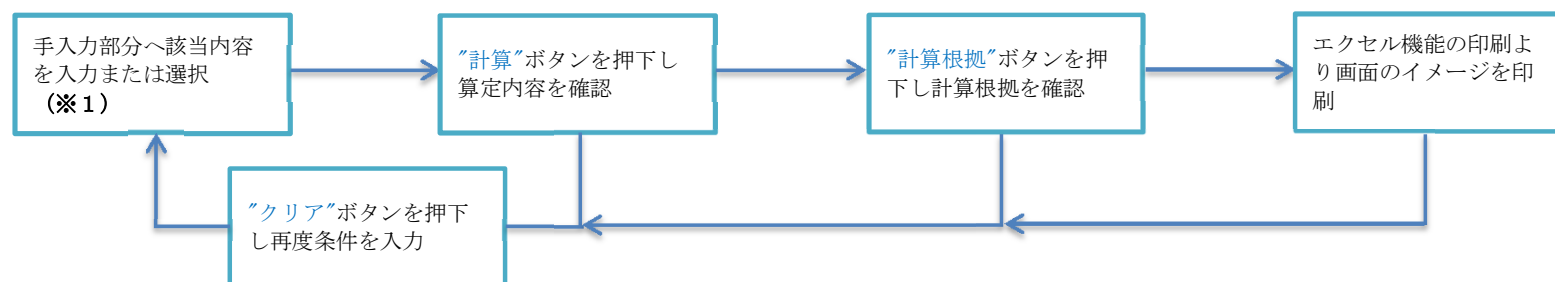
計算シートは以下の2通りでの使用が可能です。

パターン①： 画面より世帯構成を指定し、その世帯の1ヵ月の保護費を算出し計算結果を確認することができます。

パターン②： 指定レイアウトのCSVデータを取込み一括にて計算をおこないます。

一括にて計算した結果はケース番号を指定し保護費の計算結果の確認、また一括対象者の結果一覧表の出力が可能です。

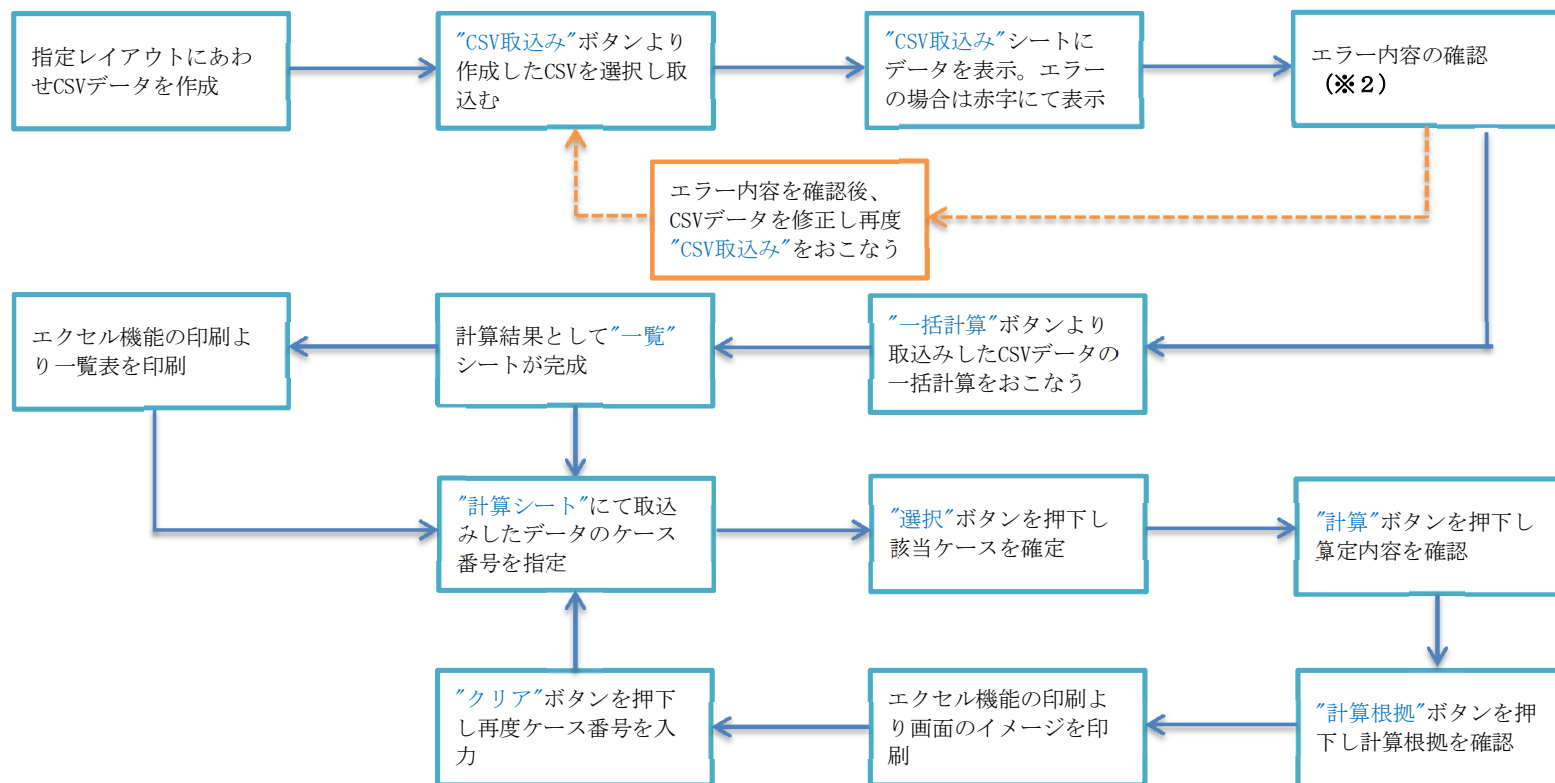
パターン①： 世帯構成を指定し保護費算出結果の確認をおこなう。（1ケース単位での指定）



※1 年齢、級地、冬季加算区、区分を入力。

必要に応じて日用品費・日常費率、加算①～④、母子加算対象人数、児童養育加算対象人数、介護保険料加算、家族介護加算、他人介護加算、調整額、食費（実費）を入力。

パターン②： CSVデータを取込み一括にて計算をおこなう。



※2 指定されたCSVデータのチェック。

- 例) 漢字、英字等の文字が存在
日用品費率及び日常費率該当の基準にもかかわらず率が設定されていない
コード表に存在しない数値が設定されている
・・・等

■当計算シートは1世帯最大15名までの対応の為、16人以上の世帯の場合は16人目以降はエラー表示される

■エラー発生のまま次処理の"一括計算"をおこなうと、エラー対象データは一括計算の対象外となる。

【計算シート使用手順①】

パターン①：世帯構成を指定し保護費算出結果の確認をおこなう。（1ケース単位での指定）

①	ケース番号: 選択 ■世帯構成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>員</th> <th>算出 グループ</th> <th>年齢</th> <th>級地</th> <th>冬季 加算区</th> <th>区分</th> <th>日用品・ 日常費率</th> <th>基準額① 第1類基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	員	算出 グループ	年齢	級地	冬季 加算区	区分	日用品・ 日常費率	基準額① 第1類基準	1		40						2								該当の年齢を入力します																																
員	算出 グループ	年齢	級地	冬季 加算区	区分	日用品・ 日常費率	基準額① 第1類基準																																																			
1		40																																																								
2																																																										
②	ケース番号: 選択 ■世帯構成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>員</th> <th>算出 グループ</th> <th>年齢</th> <th>級地</th> <th>冬季 加算区</th> <th>区分</th> <th>日用品・ 日常費率</th> <th>基準額① 第1類基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	員	算出 グループ	年齢	級地	冬季 加算区	区分	日用品・ 日常費率	基準額① 第1類基準	1		40						2								3								4								5								6								リストより級地を選択します
員	算出 グループ	年齢	級地	冬季 加算区	区分	日用品・ 日常費率	基準額① 第1類基準																																																			
1		40																																																								
2																																																										
3																																																										
4																																																										
5																																																										
6																																																										
③	ケース番号: 選択 ■世帯構成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>員</th> <th>算出 グループ</th> <th>年齢</th> <th>級地</th> <th>冬季 加算区</th> <th>区分</th> <th>日用品・ 日常費率</th> <th>基準額① 第1類基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>40</td> <td>1級地-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	員	算出 グループ	年齢	級地	冬季 加算区	区分	日用品・ 日常費率	基準額① 第1類基準	1		40	1級地-1					2								3								4								5								6								リストより冬季加算区を選択します
員	算出 グループ	年齢	級地	冬季 加算区	区分	日用品・ 日常費率	基準額① 第1類基準																																																			
1		40	1級地-1																																																							
2																																																										
3																																																										
4																																																										
5																																																										
6																																																										

④

ケース番号:

選択

■世帯構成

員	算出 グループ	年齢	級地	冬季 加算区	区分	日用品・ 日常費率	基準額① 第1類基
1		40	1級地-1	VI区			
2				居室 別単 別同 義宿 付添 人工 無入			
3							
4							
5							
6							

リストより区分を選択します
※第1類、第2類の計上方法についてはコード表を参照

⑤

ケース番号:

選択

■世帯構成

員	算出 グループ	年齢	級地	冬季 加算区	区分	日用品・ 日常費率	基準額① 第1類基
1		40	1級地-1	VI区	居室		

日用品費・日常費率を入力します
※入院患者日用品費及び介護施設入所者基本生活費が対象となる区分についてはそれぞれの率を入力します

⑥

原科	加算①	加算②	加算③	加算④	対象
1類	産婦				
	障害<イ>				
	重度障害				
	妊婦6未満				
	妊婦6以上				
	産婦				
	放射<ア>				
	放射<イ>				
	在宅<ア>				

必要に応じてリストより加算①～④を選択します

⑦

成 年 人	年齢	級地	冬季 加算区	区分	日用品・ 日常費率	世帯 第	母子加算			
							対象人数	加算対象	入院入所	対象人数
	24	1級地-1	I区	居宅			2			
	12	1級地-1	I区	入院	100			☐	☐	
	6	1級地-1	I区	居宅				☐		

母子加算				
対象人数	加算対象	入院入所	対象人数	
2				
	☐	☐		
	☐			

母子加算				
対象人数	加算対象	入院入所	対象人数	
2				
	☐	☐		
	☐			

母子加算				
対象人数	加算対象	入院入所	対象人数	
2				
	☐	☐		
	☐			

必要に応じて母子加算を入力します

- 母子加算対象者を入力する際の注意
母子加算対象の児童は、親（※1）の直下の行に入力してください

※1 母子加算（対象人数）を入力した世帯員

- 母子加算（対象人数）
親の行に母子加算の対象人数を入力します

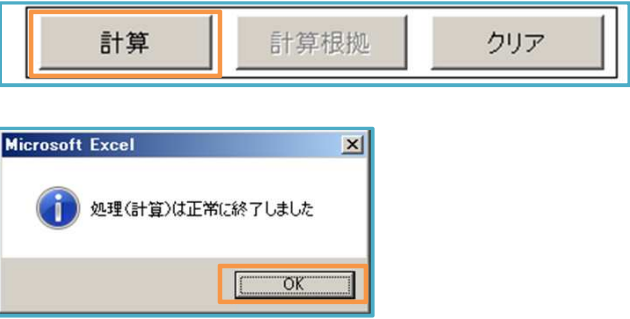
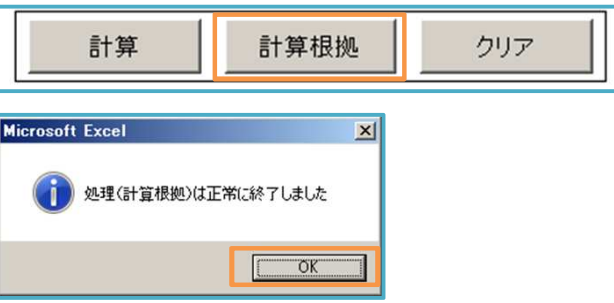
- 母子加算（加算対象）
母子加算対象の児童（※2）に該当する世帯員に○を選択します

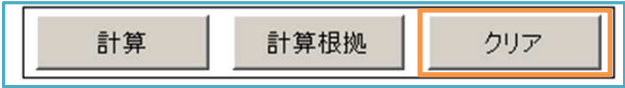
※2 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者

- 母子加算（入院入所）
母子加算対象の児童（※2）、かつ、入院・入所中（※3）に該当する世帯員に○を選択します

※3 医療型障害児入所施設に限る

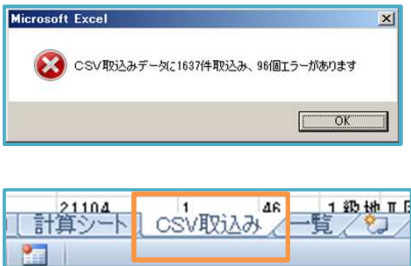
⑧	<table><tr><th colspan="3">児童養育加算</th></tr><tr><th>対象人数</th><th>内3歳未満</th><th>内小学校修了前</th></tr><tr><td>5</td><td>1</td><td>2</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">児童養育加算</th></tr><tr><th>対象人数</th><th>内3歳未満</th><th>内小学校修了前</th></tr><tr><td>5</td><td>1</td><td>2</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">児童養育加算</th></tr><tr><th>対象人数</th><th>内3歳未満</th><th>内小学校修了前</th></tr><tr><td>5</td><td>1</td><td>2</td></tr></table>	児童養育加算			対象人数	内3歳未満	内小学校修了前	5	1	2	児童養育加算			対象人数	内3歳未満	内小学校修了前	5	1	2	児童養育加算			対象人数	内3歳未満	内小学校修了前	5	1	2	必要に応じて児童養育加算を入力します - 児童養育加算（対象人数） 児童養育加算の対象人数を入力します - 児童養育加算（内3歳未満） 児童養育加算の対象、かつ、3歳未満の人数を入力します - 児童養育加算（内小学校修了前） 第3子以降の「3歳から小学校修了前」の人数を入力します
児童養育加算																													
対象人数	内3歳未満	内小学校修了前																											
5	1	2																											
児童養育加算																													
対象人数	内3歳未満	内小学校修了前																											
5	1	2																											
児童養育加算																													
対象人数	内3歳未満	内小学校修了前																											
5	1	2																											
⑨	<table><tr><th>介護保険料加算</th></tr><tr><td>2,000</td></tr></table>	介護保険料加算	2,000	必要に応じて介護保険料加算を入力します																									
介護保険料加算																													
2,000																													
⑩	<table><tr><th>家族介護加算</th></tr><tr><td>6,340</td></tr></table>	家族介護加算	6,340	必要に応じて家族介護加算を入力します																									
家族介護加算																													
6,340																													
⑪	<table><tr><th>他人介護加算</th></tr><tr><td>30,000</td></tr></table>	他人介護加算	30,000	必要に応じて他人介護加算を入力します																									
他人介護加算																													
30,000																													

⑫		必要に応じて激変緩和措置計算後に調整する額を入力します
⑬		必要に応じて入院患者等の食費（実費）を入力します
⑭		入力完了後、” 計算 ” ボタンを押下します 計算処理が正常に終了した場合は、画面上にメッセージが表示されます ” OK ” ボタン押下により計算結果が表示されます
⑮		算出グループ単位の根拠を表示する場合は” 計算根拠 ” ボタンを押下します 根拠表示が正常に終了した場合は、画面上にメッセージが表示されます ” OK ” ボタン押下により計算根拠が表示されます

⑬		※必要に応じて印刷をおこないます （通常のエクセル印刷よりおこないます） 1 件の確認が終了したら、” クリア ” ボタンを押下し画面をクリアします ※再度、年齢からの個別入力に続きます
---	---	--

【計算シート使用手順②】

パターン②：CSVデータを取込み一括にて計算をおこなう。

①		指定レイアウトにあわせCSVデータの作成をおこないます ※CSV取込み用レイアウト表を参照 ”CSV取込み” ボタンを押下します その後に指定レイアウトに加工したCSVデータを選択します
②		CSV取込み後、エラーが発見された場合はメッセージが表示されます エクセル上の”CSV読み”シートに今回読み込んだCSVデータが表示されます エラー内容を確認しCSVデータを修正後、再度取込み処理をおこないます
③		エラーのデータについてはエクセルシートの”A”列に”1”が表示されます また、不整合のデータについては”赤”で表示されます 【エラー内容】 ・ 級地、冬季加算区、区分、加算①～④がコード外 ・ 日用品費、日常費対象外のデータに率が設定されている ・ 日用品費、日常費対象のデータに率が設定されていない ・ 16人以上の世帯員で構成されている

④



取込したCSVデータに対してエラーを解消した後、“一括計算”ボタンにて取込みデータを一括で計算します

一括計算が正常に終了した場合は、画面上にメッセージが表示されます
”OK”ボタン押下により処理が終了します

⑤

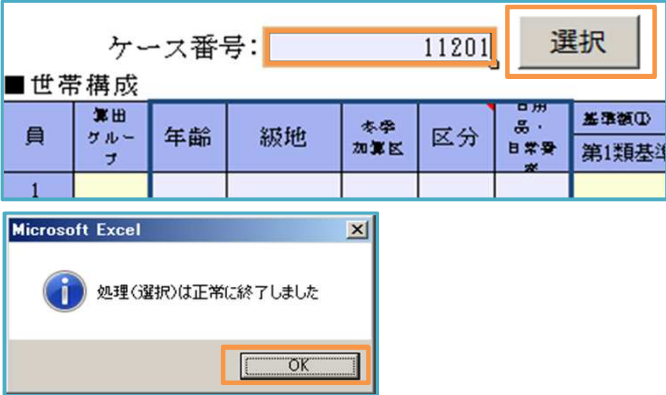


ケース番号	世帯 1世帯・2世帯	入居調整費	金費	加算費	調整費	生活扶助合計 (世帯)	生活扶助 (世帯)	生活扶助合計 (世帯・1世帯)	世帯一時 (世帯)	世帯一時 (世帯・1世帯)	生活扶助合計 (世帯・1世帯)
11102	0	22,780	0	8,880	0	31,770	0	3,640	35,210	13,500	0
11105	0	0	0	45,430	0	45,430	0	0	45,430	0	45,430
11201	88,820	0	0	0	0	88,820	23,980	0	109,430	13,500	0
11202	0	22,780	0	8,880	0	31,770	0	3,640	35,210	13,500	0

エクセル上の”一覧”シートに一括計算されたデータが表示されます
※CSV取込み時のエラーデータを修正せずに一括計算を実行した場合はそのエラーデータは一括計算の対象になりません

※必要に応じて印刷をおこないます
(通常のエクセル印刷よりおこないます)

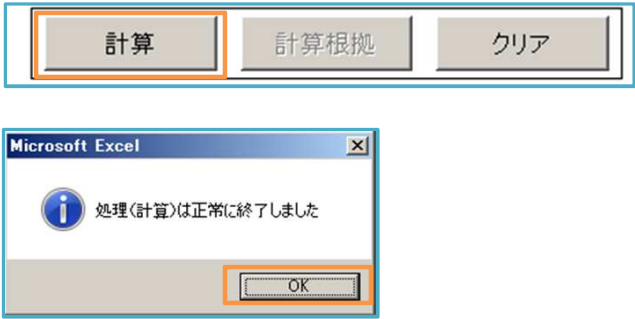
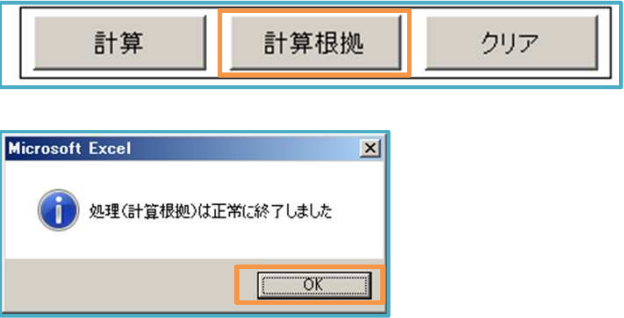
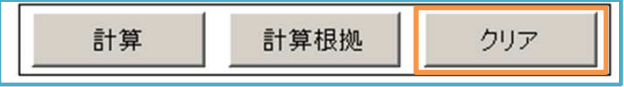
⑥



員	算出 グループ	年齢	級地	世帯 加算区	区分	日用品・ 日常費	基準額① 第1類基準
1							

一括計算にて処理されたデータのケース番号を指定し”選択”ボタンを押下します

指定したケース番号がCSVデータに存在すると、画面上にメッセージが表示されます
”OK”ボタン押下により処理を続行します

⑦		ケース番号を指定後、” 計算 ” ボタンを押下します 計算処理が正常に終了した場合は、画面上にメッセージが表示されます ” OK ” ボタン押下により計算結果が表示されます
⑧		算出グループ単位の根拠を表示する場合は” 計算根拠 ” ボタンを押下します 根拠表示が正常に終了した場合は、画面上にメッセージが表示されます ” OK ” ボタン押下により計算根拠が表示されます
⑨		※必要に応じて印刷をおこないます (通常のエクセル印刷よりおこないます) 1 件の確認が終了したら、” クリア ” ボタンを押下し画面をクリアします ※再度、ケース番号を指定し表示ができます

【更新履歴】

No	更新内容	版	更新日
1	初版	1.0版	2013/6/11
2	CSVレイアウト変更、画面項目変更（児童養育加算、日用品費・日常費率、食費）	2.0版	2013/6/18
3	放射線障害者加算額変更	3.0版	2013/12/10
4	重度障害者加算額変更	4.0版	2013/12/11
5	平成26年度基準額対応及び計算式の変更（1/3、2/3を逆に変更）	5.0版	2014/3/3
6	平成27年度基準額対応及び計算式の変更（0/3、3/3に変更）	5.4版	2015/3/10
7	平成30年度生活困窮者自立支援法等の一部改正（施行期日：平成30年10月1日）を対応	5.5版	